

広報上越
専用ページ

広報上越に
関する情報は
コチラから



知っておきたい

あれこれ満載の掲示板

情報ファイル Information File

「防災ラジオ」の試験放送

FM
76.1
MHz

毎月1日・午後6時35分頃
15日・午後0時45分頃 ※5月15日は中止
受信状況を確認しましょう。
☎危機管理課(☎025-526-5111、内線1734)

上越市役所 〒943-8601 上越市木田1-1-3

☎025-526-5111 有線 ☎5111(JHK) ●ホームページアドレス <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

- 安塚区 ☎025-592-2003 ●柿崎区 ☎025-536-2211 ●中郷区 ☎0255-74-2411 ●名立区 ☎025-537-2121
- 浦川原区 ☎025-599-2301 ●大潟区 ☎025-534-2111 ●板倉区 ☎0255-78-2141 ●南出張所 ☎025-525-4151
- 大島区 ☎025-594-3101 ●頸城区 ☎025-530-2311 ●清里区 ☎025-528-3111 ●北出張所 ☎025-544-2111
- 牧区 ☎025-533-5141 ●吉川区 ☎025-548-2311 ●三和区 ☎025-532-2323



お知らせ

令和3年経済センサス・活動調査にご協力ください

総務省・経済産業省では、令和3年6月1日を基準として、「令和3年経済センサス・活動調査」を実施します。

この調査は、全産業分野の経済活動の状態を明らかにするために5年ごとに実施される大切な調査です。

5月中旬から、統計調査員が事業所・企業の皆様を訪問しますので、調査へのご理解、ご協力をお願いします。

☎企画政策課統計係(☎025-532-2440)

No.49を発行 創造行政研究所ニュースレター

国際化に貢献する市内の取り組みや、地域資源情報の調査について紹介するコラムなどを掲載しています。

市役所木田庁舎、各総合事務所などにあるほか、市ホームページからも閲覧できます。

☎上越市創造行政研究所(☎025-526-3490)

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験

防災ラジオや戸別受信機、屋外スピーカーなどから大音量で放送を行います。試験ですので実際の災害とお間違いないようご注意ください。

※災害などの発生時は中止する場合があります。

※5月15日(土)の防災ラジオの試験放送は行いません。

時 5月19日(水)午前11時 他放送内容はチャイムを放送後、「これは、Jアラートのテストです」を3回、「こちらは、広報上越です」をアナウンスした後、チャイムを放送し終了します。

☎危機管理課(☎025-526-5111、内線1734)

直江津学びの交流館前駐車場の駐車区画を制限しています

空調工事のため、駐車区画を制限しています。満車の場合は、立体駐車場うみらいず(2時間無料)または、直江津駅南口駐車場(利用時間内無料)をご利用ください。

時 6月10日(土)まで ☎直江津学びの交流館(☎025-545-3232)

税・保険料の納期限

- 納期限 5月31日(日)
- ▼軽自動車税【種別割】(全期)
- ▼後期高齢者医療保険料(随時期)
- ▼介護保険料(第2期)
- ▼国民年金保険料(4月分)(定期)
- ▼自動車税(定期)

特殊詐欺に注意!

金を返す、または要求する内容の電話は詐欺と疑い、まずは確認を。
☎市民安全課(☎025-526-5111、内線1463)



●市内の交通事故件数

1月1日～3月末日の状況

発生件数	35件(-12)
死者数	1人(+1)
負傷者数	37人(-18)

●市内の犯罪発生件数

1月1日～3月末日の状況

刑法犯罪認知件数	121件(-8)
その内窃盗犯	63件(-13)

盗難防止の合言葉「みんなで鍵かけ」

※いずれも暫定値で、()内は前年比

時…日時、期間 所…場所 対…対象(表記無し:どなたでも) 定…定員 費…費用(表記無し:無料)
 講…講師 申…申込(表記無し:不要) 問…問合せ 他…その他

■事業やもよおしなどの実施について
 新型コロナウイルス感染症の影響などにより延期・中止する場合がありますのでご了承ください。

5月は自転車安全月間です

自転車は自動車と同じ車両の仲間ですので、交通ルールとマナーを守って乗ることが大切です。歩道は、自転車が通行できる箇所もありますが、あくまでも歩行者が優先です。通行するときは、歩行者の通行を妨げないように十分注意しましょう。また、一時停止の交差点では、必ず停止線の直前で停止して安全を確認しましょう。

●自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
 <例外として歩道の通行が認められる場合>
 ・「自転車歩道通行可」の標識があるとき
 ・13歳未満もしくは70歳以上、または身体が不自由な人
 ・交通の状況に照らし、安全を確保するためやむを得ないとき
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 ・夜間はライトを点灯
 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメット着用



「自転車歩道通行可」の標識

●放置自転車をなくしましょう

例年、市の駐輪場などに放置したと思われる自転車が多く見受けられます。こうした自転車は、他の利用者の迷惑になるだけでなく、景観や防犯の面からも望ましくありません。卒業などで使用しなくなった自転車は、必ず家に持ち帰り、適正に管理・処分してください。

- 自転車を処分する場合
 - ・自転車防犯登録取扱店や警察で手続きし、防犯登録を抹消しましょう
 - ・燃やせないごみの日に集積所に出しましょう
- 自転車の利用を継続する場合
 - ・自転車を安全に利用するため点検しましょう
 - ・県外に引越す場合は、防犯登録の手続きを忘れずにいきましょう

📞 問合せ…市民安全課(☎025-526-5111、内線1463)

津波ハザードマップをご活用ください

津波発生時における浸水想定を示した「上越市津波ハザードマップ」を更新し、広報上越4月号とともに各世帯へ配布しました。各家庭で、お住まいの地域の「津波の特徴や危険性を正しく知る」とともに、「強い揺れを感じたら津波を想定して適切な避難行動をとる」ことができるよう、次のことを参考に「わが家の避難マップ」を作り、災害に備えましょう。



- 自宅や勤め先などで予測される浸水被害の有無、程度を確認しましょう
- 避難場所と避難ルートを確認しましょう
- 実際に避難ルートを歩いて問題が無いか確認しましょう

(チェックポイント)

- 家族や町内会での避難場所はどこか
- 電柱や樹木などが倒れる恐れはないか
- 川や崖など危険な箇所はないか
- 避難ルートの所要時間はどのくらいか
- 実際に歩いてみての問題点はないか

📞 問合せ…危機管理課(☎025-526-5111、内線1732)

市有財産を売却します

市が所有している土地および建物を一般競争入札により売却します。

●財産名称：旧直江津地区公民館有田分館

所○所在地=春日新田二丁目2058番61 ○面積=土地：地積 894.28㎡(約270.51坪)、建物：延床面積 257.95㎡ ○建物構造=木造 2階建 申問申込書に必要事項を記入し、6月11日(金)正午までに用地管財課財産運用室(☎025-526-5111 内線1540)へ。申込書は申込先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

